

令和4年4月28日

第5回 医療扶助に関する検討会

資料2

医療扶助のオンライン資格確認について (令和4年4月時点)

※システムの詳細において関係団体等との調整で変更があり得る

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療扶助のオンライン資格確認の実現方式

－ 実現方式のイメージ

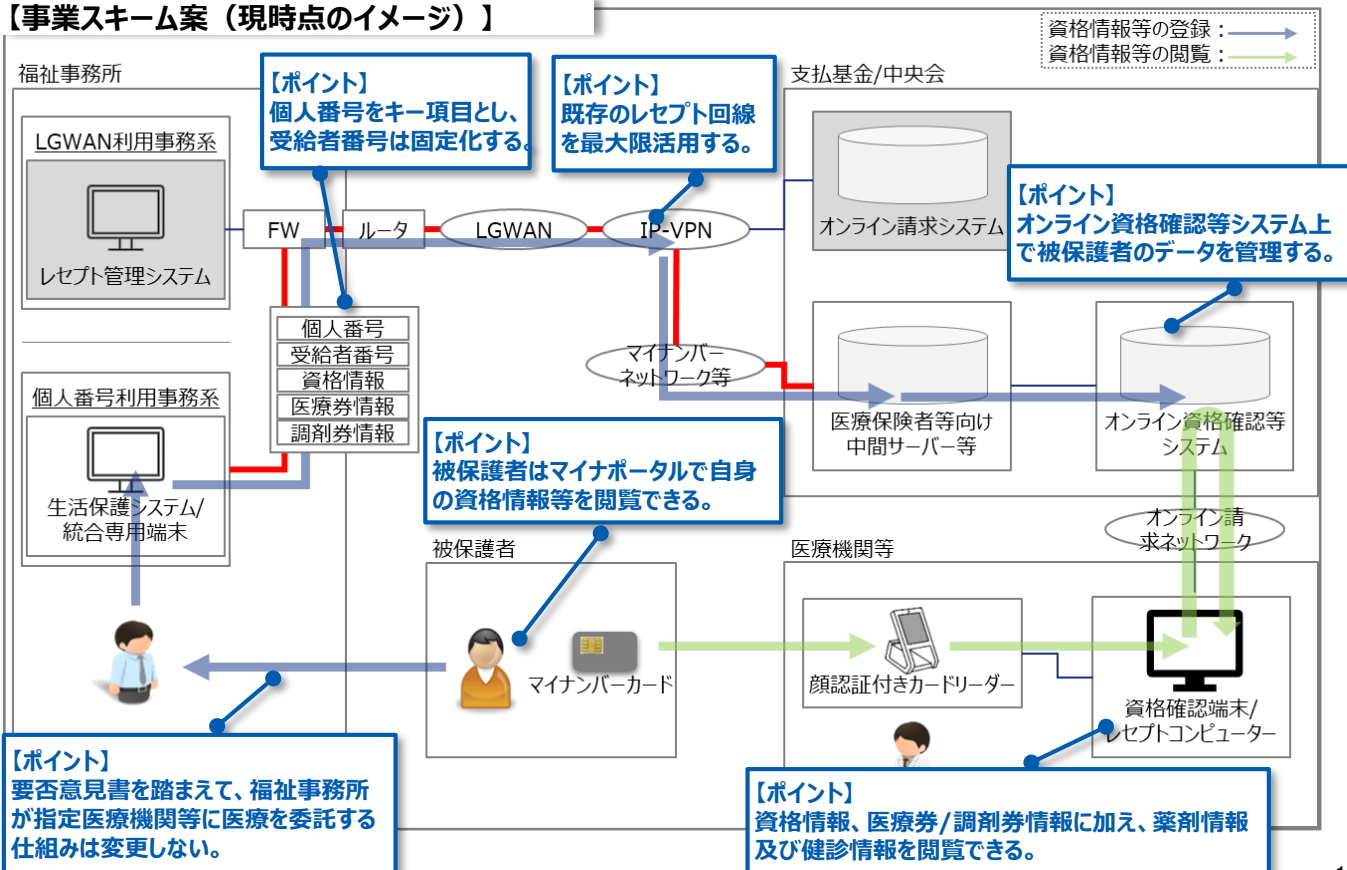
医療扶助のオンライン資格確認の導入方針

- 医療扶助のオンライン資格確認においては、医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用する。
 - 医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う。
 - 上記に必要な事務は福祉事務所が社会保険診療報酬支払基金に委託する。
- 受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定・委託する現行の制度設計を維持する。
 - オンライン資格確認等システムには、福祉事務所から委託を受けた医療機関等の情報も登録し、当該医療機関等に医療扶助の実施が委託されている旨が伝わり、請求、審査支払い等が行われる仕組みとする。

【期待される効果】

- 事務コストの低減**
 - 紙の医療券/調剤券の発行業務の削減
 - 紙の医療券/調剤券を受領する業務の削減
 - 診療報酬の再審査請求業務の削減
- より良い医療の提供**
 - 薬剤情報の閲覧
 - 健診情報の閲覧
 - 医療扶助のデータのNDBへの連携
- 制度の信頼性の向上**
 - 医療保険と同様の本人確認(顔認証等の活用)による確実な資格確認
 - 頻回受診の傾向がある被保護者等の迅速な把握/指導

【事業スキーム案（現時点のイメージ）】

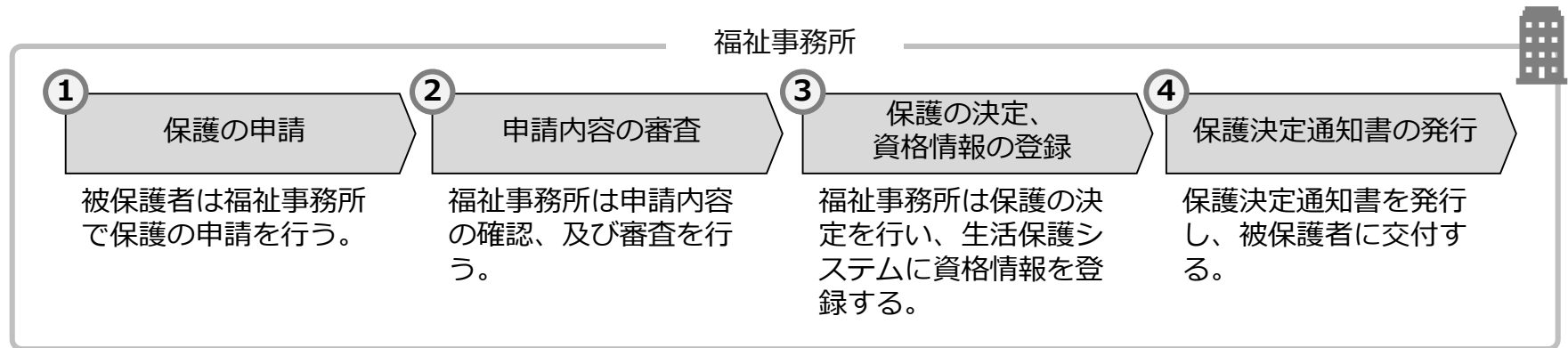


オンライン資格確認導入前後の業務の流れ（1/3）

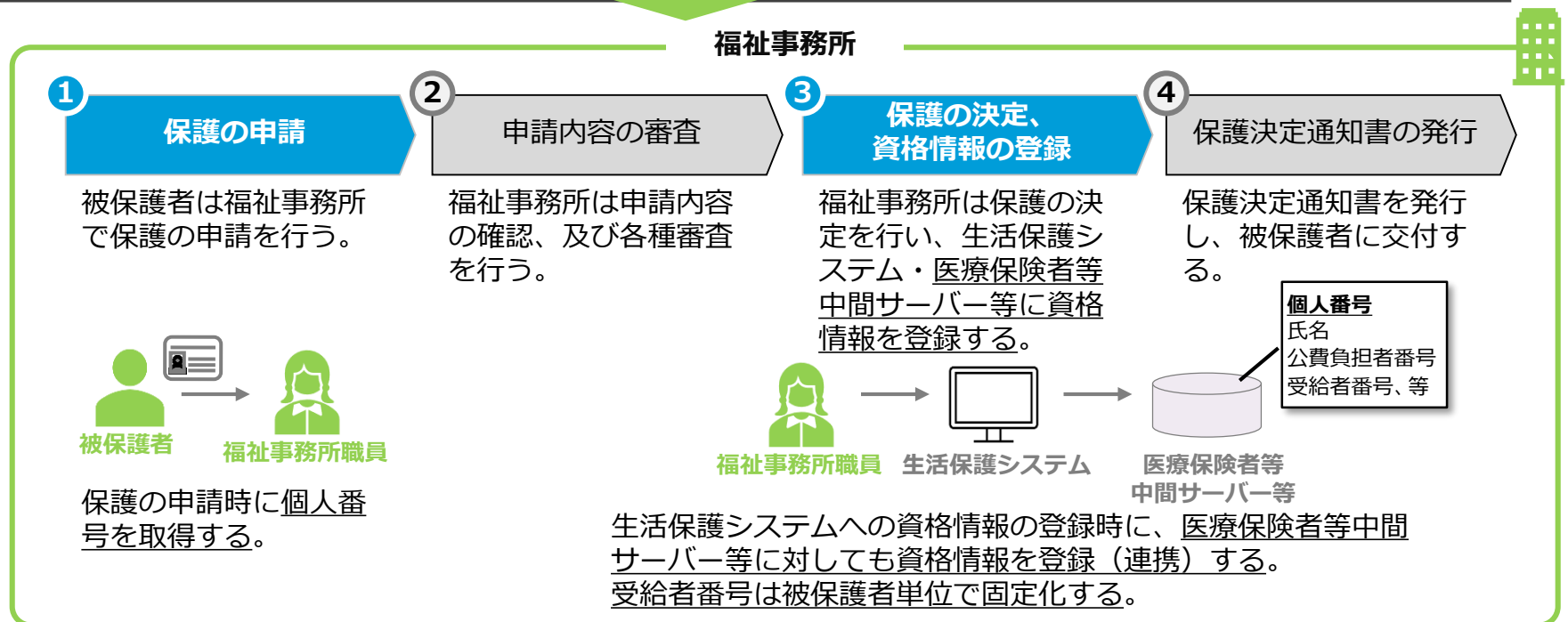
－ 保護決定（資格情報の登録）

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う、保護決定業務の主な変更点は以下の通り。

現状の保護決定通知書発行の流れ



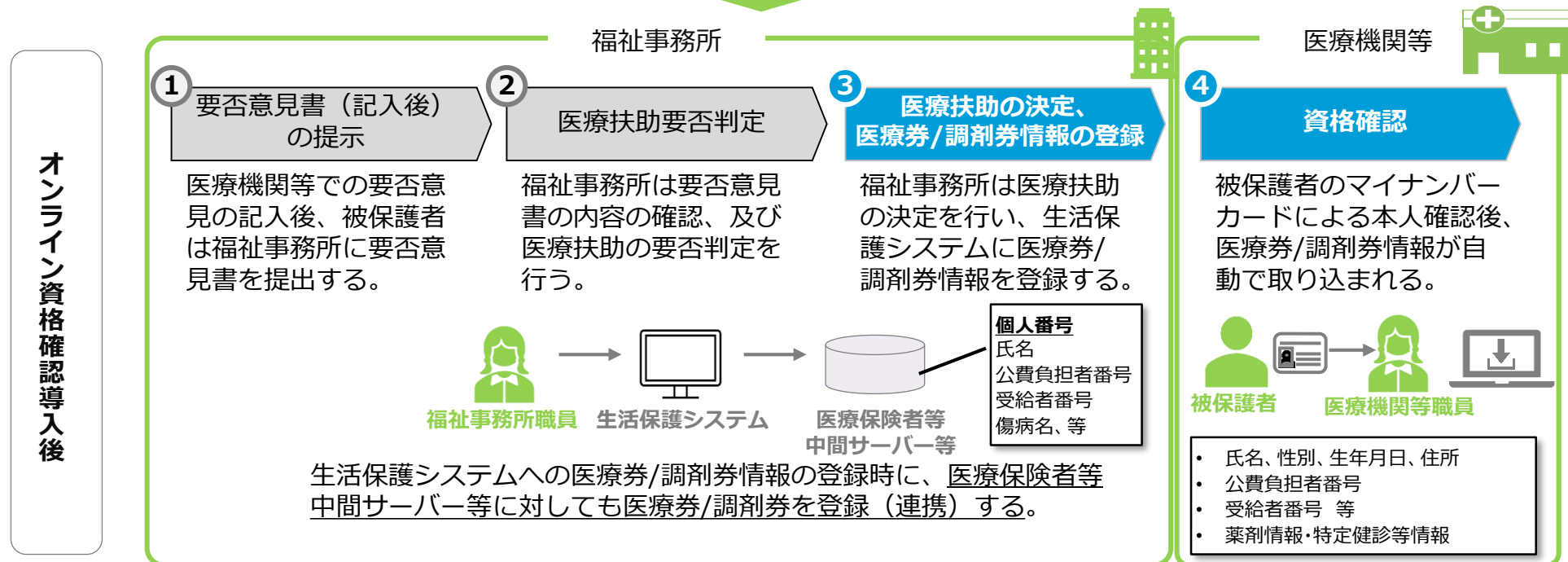
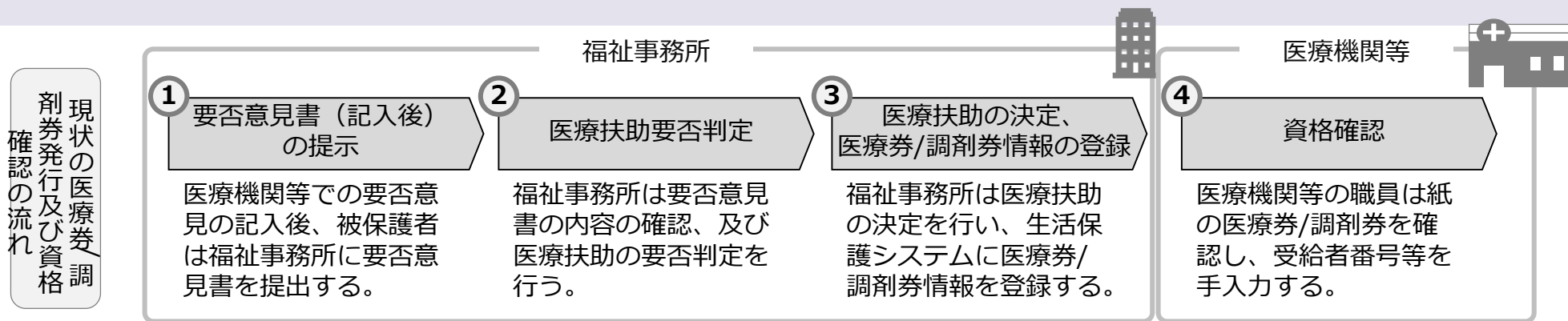
オンライン資格確認導入後



オンライン資格確認導入前後の業務の流れ（2/3）

一 医療扶助決定（医療券/調剤券情報の登録、資格確認）

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う、医療券/調剤券発行業務及び医療機関等における資格確認業務の主な変更点は以下の通り。



オンライン資格確認導入前後の業務の流れ（3/3）

ー 主な業務の一覧

- 医療扶助のオン資導入により、これまで紙媒体で連携されていた情報（医療券/調剤券情報）及び自治体内/特定の機関内でのみ活用されていた情報（健診情報/薬剤情報）が、医療機関等でもオンラインで閲覧できるようになる想定。

医療扶助のオン資導入前

医療扶助のオン資導入後

福祉事務所

- 受給者番号は基本、個人単位で固定化
- 要否意見書等の確認後、医療扶助が決定された被保護者に対して、**紙の医療券/調剤券を発行。**
- 被保護者の**健診情報を健康管理支援事業の中で活用（自治体内に閉じた活用）。**
- レセプト情報を利用して、頻回受診指導の対象者を特定。
- レセプト管理システムから数か月前のレセプト情報を確認可能。

- 受給者番号は法令に規定のうえ、個人単位化を徹底。
- 要否意見書等の確認後、医療扶助が決定された被保護者の**医療券/調剤券情報を医療保険者等向け中間サーバー等に登録。**
※紙の医療券/調剤券の発行も併存。
- 被保護者の**健診情報をオンライン資格確認等システム及びNDBに登録。**
- 資格確認実績（ログ情報）も利用して**早期に頻回受診の傾向がある者等を把握。**
- 請求前資格確認を利用して早期にレセプト情報を確認可能。

支払基金・中央会

- 医療扶助の医療券/調剤券の情報、被保護者の薬剤情報及び健診情報はオンライン資格確認の対象外。
- 医療扶助の医療券/調剤券の情報等はマイナポータルへの連携対象外。

- 医療扶助の医療券/調剤券の情報、被保護者の薬剤情報及び健診情報をオンライン資格確認等システムで管理。
- 医療扶助の医療券/調剤券情報等もマイナポータルに連携する。

医療機関等

- 被保護者から提示、又は福祉事務所から郵送された紙の医療券/調剤券を確認し、**公費負担者番号・受給者番号等をレセコン等に手入力して情報を管理。**
- 自機関以外が管理する**被保護者の薬剤情報及び健診情報の入手に制約がある。**
- 未委託の医療機関等での受診時は、福祉事務所への電話等による確認で、そのまま受診することが可能。

- オンライン資格確認により、被保護者の**医療券/調剤券情報が自動でレセコン等に取り込まれる。**
- 被保護者の同意に基づき薬剤情報及び健診情報が閲覧可能。**
- （導入前の対応を踏襲）未委託の医療機関等での受診時は、導入前と同様の対応により受診可能。

オンライン資格確認の導入で実装する主な機能

ー 医療扶助のオンライン資格の主な基本機能・独自機能の一覧

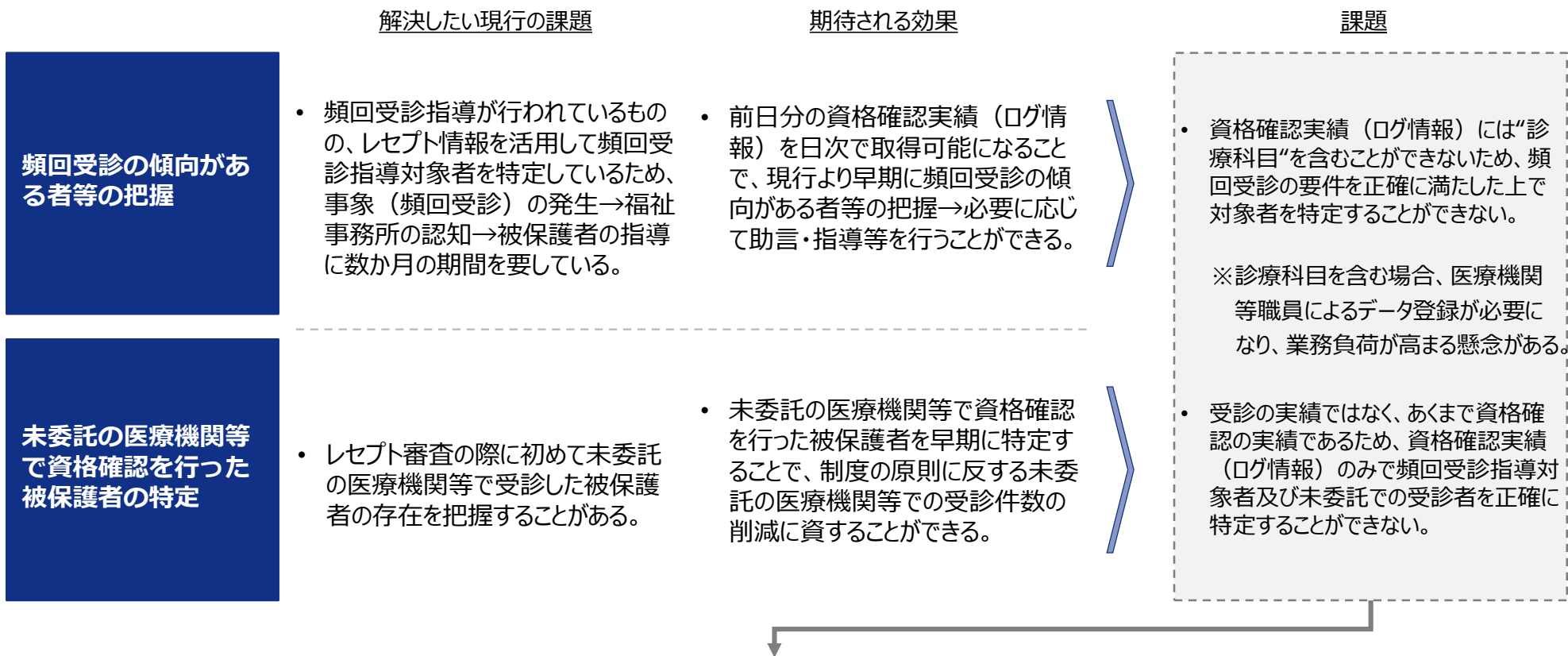
- オン資の基本機能については、医療保険のオン資で活用されている資源を改修し対応できる想定。一方で、医療扶助の利便性向上に資する独自機能については、医療保険のオン資と異なる対応となるため、新規での機能開発等が必要になる想定。

	オン資の基本機能	医療扶助の利便性向上に資する独自機能	
福祉事務所のシステム	<ul style="list-style-type: none">医療扶助の資格情報及び医療券/調剤券情報の管理・登録機能被保護者の健診情報の管理及び連携機能	<ul style="list-style-type: none">資格確認実績（ログ情報）の取得及び加工機能	独自機能①
支払基金・中央会のシステム	<ul style="list-style-type: none">医療扶助の資格情報、医療券/調剤券情報、薬剤情報及び健診情報の機能連携被保護者の健診情報の管理及び連携機能公費負担者番号及び受給者番号によるオンライン資格確認の機能（被保険者証によるオンライン資格確認と同様の機能）マイナポータルへの医療扶助の資格情報、医療券/調剤券情報、薬剤情報及び健診情報の連携機能	<ul style="list-style-type: none">資格確認実績（ログ情報）の管理及び連携機能未委託の資格情報及び医療券/調剤券情報の特定機能未委託の医療機関等として特定された場合の連携情報の制御機能医療機関コードをキーにした、資格情報及び医療券/調剤券情報の一括での連携機能	独自機能②
医療機関等のシステム	<ul style="list-style-type: none">医療扶助の資格情報、医療券/調剤券情報、薬剤情報及び健診情報の要求、取り込み及び表示機能公費負担者番号及び受給者番号によるオンライン資格確認の機能（被保険者証によるオンライン資格確認と同様の機能）	<ul style="list-style-type: none">未委託の医療機関等として特定された場合のメッセージ文の表示機能医療機関コードをキーにした、資格情報及び医療券/調剤券情報の一括での連携機能	独自機能③

独自機能① 資格確認実績（ログ情報）の取得

－ 福祉事務所が被保護者の受診状況（資格確認の状況）を把握する仕組み

- ・ 頻回受診指導対象者及び未委託での受診者を正確に特定することはできないが、頻回受診指導対象者及び未委託の医療機関での受診者の一次スクリーニングには有用である想定。



⇒ 頻回受診指導対象者及び未委託での受診者を正確に特定することはできないが、一次スクリーニングとして有用である想定。
※ 資格確認回数が多い、又は未委託で資格確認を繰り返している場合は当該情報をもって助言・指導等を行う余地がある想定。

【頻回受診指導の要件】

※ 頻回受診の要件「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療（※）を行う者を除き、治療にあつた医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者

（※）15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

独自機能② 未委託の資格情報及び医療券/調剤券情報の特定機能等

－ 未委託の医療機関等におけるデータ連携制御の仕組み

- 未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、未委託の資格確認である旨を表示し且つ受給者番号等の診療報酬請求に必要な情報の表示及び取り込みを制限することで、医療扶助の適切な利用を促進する。

背景

医療扶助の適切な利用の促進

- 被保護者が医療扶助を利用する場合、要否意見書の手続きを経た上で、医療券/調剤券の発行後に福祉事務所が指定した医療機関等（委託先医療機関等）で受診することが原則。

概要

期待される効果

- 医療機関等の職員が、資格確認を行った被保護者が未委託であることを容易に確認できるため、医療機関等→福祉事務所の連携（電話等）を確実に行うことができる。

※現行では、医療機関等→福祉事務所に電話で未委託でも受診してよいか確認を取っている（**緊急の場合、事後の連絡も可**）。オン資導入後も現行の運用を踏襲する想定。

- 診療報酬請求に必要な公費負担者番号及び受給者番号の閲覧に制限を加えることで、未委託の状態での診療報酬請求を防止できる。

※受診後に医療券/調剤券情報が登録された場合、医療機関コードによる一括照会で医療券/調剤券情報を取得可能。

未委託の資格確認である旨の表示

- 未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、資格情報等を表示する画面に未委託の資格確認である旨を表示し、当該被保護者が未委託の医療機関等で受診をしようとしていることを明示する。

受給者番号等の閲覧制限

- 未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、公費負担者番号及び受給者番号を非表示とする。
※表示での制限に併せて、データの取り込みも制限する。

独自機能② 委託/未委託の医療機関等で閲覧できる情報の差分

ー 委託/未委託の医療機関等ごとに閲覧できる情報のイメージ

- 医療扶助の適切な利用を促進するために、未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、メッセージ文を表示する機能及び受給者番号等を非表示とする機能については、実装必須の機能とする想定。

委託先の医療機関等での資格確認時の表示画面イメージ（案）

医療扶助 資格確認日：●●●●

氏名：●●●●	性別：●
生年月日：●●●●	年齢：●●
公費負担者番号：●●●	福祉事務所名：●●●●
受給者番号：●●●●	居住地：●●●●

未委託の医療機関等での資格確認時の表示画面イメージ（案）

医療扶助 資格確認日：●●●●

<要確認>
未委託の資格確認です。

氏名：●●●●	性別：●
生年月日：●●●●	年齢：●●
非表示	福祉事務所名：●●●●
非表示	居住地：●●●●

【ポイント①】

- 医療機関等が福祉事務所に照会できることが可能、且つ未委託の医療機関等でレセプト請求はできない仕組みの構築を目的として、未委託の医療機関等での資格確認時は、未委託の資格確認である旨を画面に表示しつつ氏名・福祉事務所名等の基礎情報は開示するものの、レセプト請求に必要な受給者番号等は非開示とする。

独自機能③ 資格情報及び医療券/調剤券情報の一括での連携機能

ー 医療機関等が事後的に登録された医療券/調剤券情報を閲覧する仕組み

- 医療機関コードによる医療券/調剤券情報の一括取得機能を実装することで、福祉事務所及び医療機関等双方の利便性を向上させる。

背景

- 医療保険の被保険者証情報と異なり、医療扶助の医療券/調剤券情報は、情報が医療保険者等向け中間サーバー等及びオンライン資格確認等システムに登録されるまでに資格確認及び受診を行う被保護者が一定規模存在すると考えられる。
- また、現行の医療券/調剤券の発行フローにおいて、福祉事務所→医療機関等に対して月末までに一括で医療券/調剤券を送付する運用（連名簿方式）も複数の福祉事務所で採用されているため、福祉事務所及び医療機関等が運用方法を一定程度柔軟に採択できる仕組みが望ましいと考えられる。



概要

- 自機関が委託先医療機関等として登録されている医療券/調剤券情報（紐づく資格情報も含む）を、医療機関コードをキーとして一括で取得する。

期待される効果

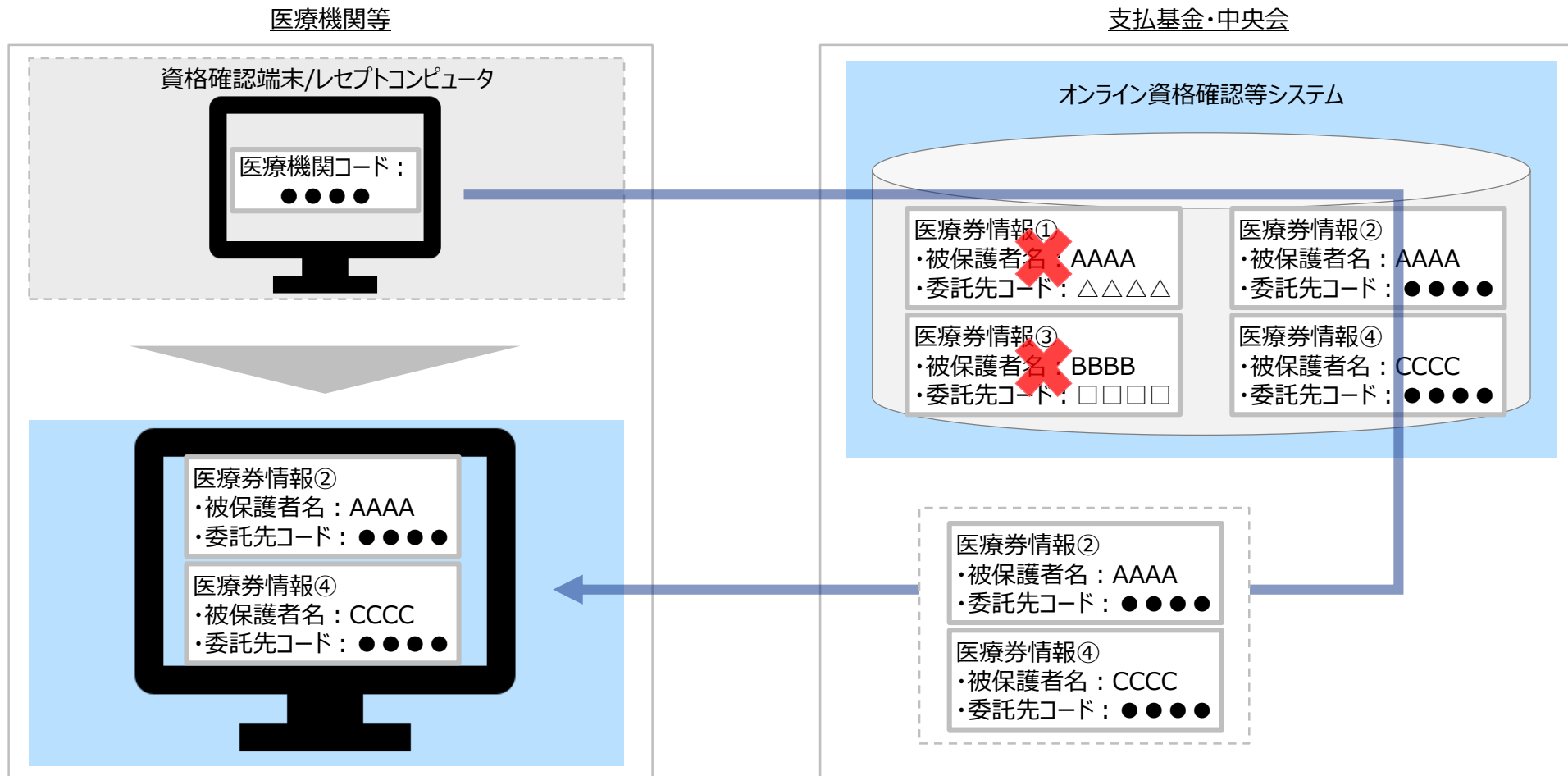
- 福祉事務所側の情報登録の遅延、未委託による受診等の場合においても、被保護者の再来院を不要とした上で、必要な医療券/調剤券情報を取得できる。
- 福祉事務所→医療機関等に対して月末に未委託分の医療券/調剤券を郵送する等の業務負荷を軽減できる。
※医療機関等は自機関が委託先医療機関等として登録された情報しか取得できない。

医療機関コードによる医療券/調剤券情報の一括取得

独自機能③ 事後的に登録された医療券/調剤券情報を見つめる仕組み

ー 医療機関コードによる一括照会で取得できる情報のイメージ

- 医療機関等は福祉事務所が自機関を委託先医療機関等として登録した医療券/調剤券情報しか取得できないため、情報の取得に係る制御が実現できている想定。



導入に係るシステム改修経費等について

令和4年度予算(令和3年度予算額)
 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 10,142,896千円(一)

- 生活保護の医療扶助について、「新デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)」において、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度中の導入を目指し検討を進めることとなっている。
- 有識者・自治体関係者からなる「医療扶助に関する検討会」において、医療扶助制度の特性を踏まえつつ、医療扶助の資格確認を、原則としてマイナンバーカードによる電子資格確認により行う運用とすることが報告(令和2年11月30日)された。
- これを受け、令和4年度において医療扶助のオンライン資格確認の導入に必要なシステム改修を行う。なお、効率的な制度構築のため、医療保険のオンライン資格確認等システムの基盤を可能な限り活用する。

【事業概要】

1. 社会保険診療報酬支払基金への補助(定額補助)

- 社会保険診療報酬支払基金が保有するオンライン資格確認等システム及び医療保険者中間サーバーの改修(※)に係る費用等への補助
- ※ 医療保険に対応しているオンライン資格確認等システム及び医療保険者中間サーバーについて、福祉事務所の既存システムとの情報連携を行い、福祉事務所からの医療扶助に関する情報の登録及び医療機関における医療扶助の資格確認を可能とするための改修

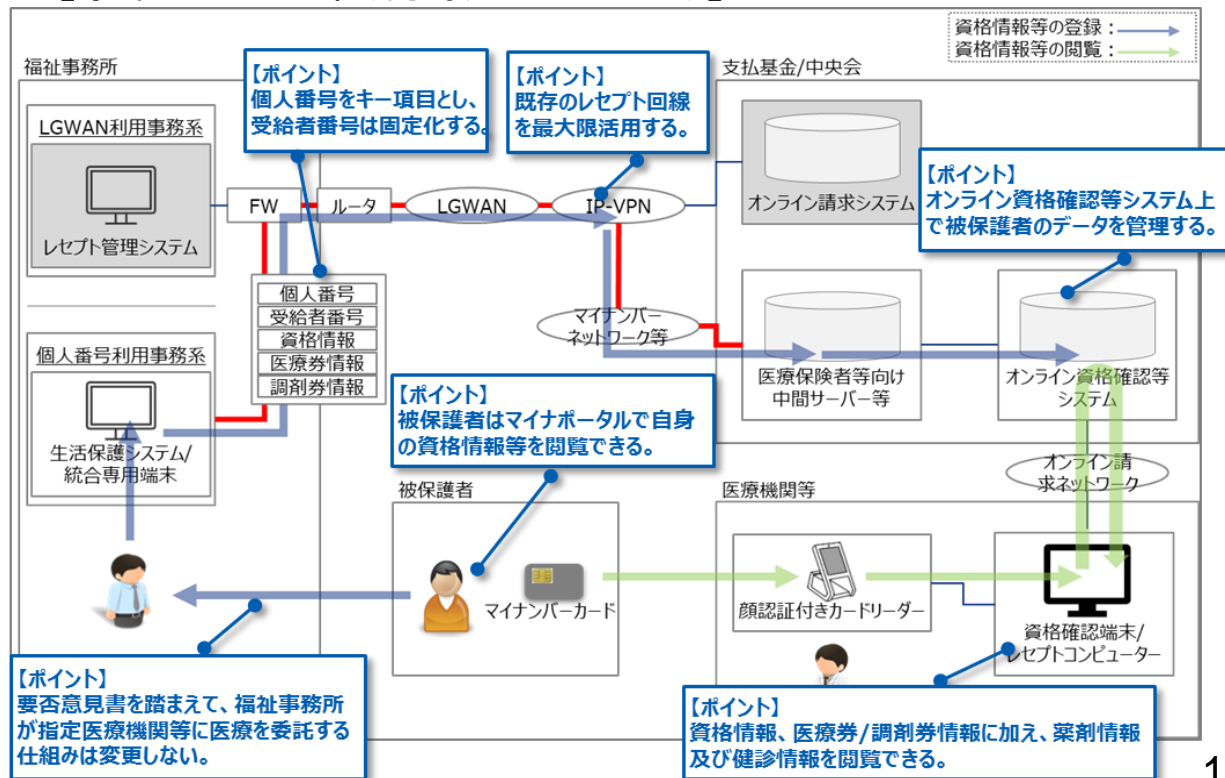
【実施主体】社会保険診療報酬支払基金

2. 自治体への補助(定額補助)

- 各福祉事務所の生活保護等システムの改修に係る費用等への補助
- ※ 各福祉事務所の生活保護等システムについて、オンライン資格確認等システム等と情報連携し、医療扶助に係る資格情報や医療券情報の登録を可能とするために必要となるシステム改修を行う費用等への補助
- 各福祉事務所における被保護者のマイナポータル上での初回利用登録の支援に係る費用等への補助

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所を設置する町村

【事業スキーム案(現時点のイメージ)】



導入に伴う運用費用について

- 医療扶助におけるオンライン資格確認の実施にあたっては、医療保険制度と同様、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険中央会（以下「基金等」という）のオンライン資格確認等システムの基盤を活用し、そのために必要な事務は、保護の実施機関（※1）が委託することとなっている。（生活保護法第80条の4）
- 現行、基金等における、中間サーバー及びオン資格等の運営に係る費用は、各医療保険者との契約（運営負担金に係る覚書）に基づき請求され、当該年度の必要額は、各制度ごとにシステムの使用状況や、加入者数等を踏まえ、加入者一人当たり月額単価（＝運営負担金単価）を算出し、毎年、国から通知している。
- 医療扶助のオンライン資格確認についても、同様の流れになる見込みであり、今後導入に向けたシステムの詳細が固まり次第その内容に応じ算出され、各自治体に対し通知する予定。

(参考) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

緊急時において、安全性の確認を前提に、医薬品等の有効性が推定されたときに、条件や期限付の承認を与える迅速な薬事承認の仕組みを整備するとともに、オンライン資格確認を基盤とした電子処方箋の仕組みを創設し、その利活用を促すため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 緊急時の薬事承認【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】

緊急時の迅速な薬事承認を可能とするため、以下の仕組みを新たに整備する。

① 適用対象となる医薬品等の条件

- 国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するために緊急に使用されることが必要な医薬品等について、他に代替手段が存在しない場合とする。

② 運用の基準

- 安全性の確認を前提に、医薬品等の有効性が推定されたときに、薬事承認を与えることができることとする。

③ 承認の条件・期限

- 有効性が推定された段階で承認を行うことから、承認に当たっては、当該承認の対象となる医薬品等の適正な使用の確保のために必要な条件及び短期間の期限を付すこととする。

④ 迅速化のための特例措置

- 承認審査の迅速化のため、GMP調査、国家検定、容器包装等について特例を措置する。

2. 電子処方箋の仕組みの創設【医師法、歯科医師法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等】

- 医師等が電子処方箋を交付することができるようにするとともに、電子処方箋の記録、管理業務等を社会保険診療報酬支払基金等の業務に加え、当該管理業務等に係る費用負担や厚生労働省の監督規定を整備する。

施行期日

1については、公布の日。2については、令和5年2月1日までの間において政令で定める日。

電子処方箋に関する法改正事項

○ 処方箋関連規定との調整【医師法及び歯科医師法】

医師法及び歯科医師法では、医師等は患者等に処方箋を交付しなければならないとされているため、医師等が社会保険診療報酬支払基金等に電子処方箋を提供した場合は、患者等に対して処方箋を交付したものとみなす規定を設ける。

○ 電子処方箋管理業務に係る支払基金等の業務規定の整備【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

電子処方箋に係る社会保険診療報酬支払基金等の業務（電子処方箋管理業務）として、患者が電子処方箋の内容を閲覧することができるようにするとともに、患者等の求めに応じて、薬局に対して電子処方箋を提供する等の規定を設ける（社会保険診療報酬支払基金支払基金は特別民間法人であり、業務内容を法定する必要がある。）。

あわせて、電子処方箋管理業務に係る医療保険者等の費用負担に係る規定等を整備する。

○ 個人情報保護法の規定との関係の整理【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

電子処方箋に含まれる個人情報の第三者提供や要配慮個人情報の取得について、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、電子処方箋を、医師等が社会保険診療報酬支払基金等に提供し、社会保険診療報酬支払基金等は当該提供を受けた電子処方箋を薬局に提供すること等を規定することで、患者の本人同意を都度取得せずとも、医師等や薬剤師等の限定された関係者間における情報共有を可能とする。

○ 関係者の連携及び協力規定【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

医療機関及び薬局について、電子処方箋管理業務が円滑に実施されるよう、連携協力に係る規定を設ける。

実施（導入）に向けたスケジュール

実施スケジュール（現時点で想定される大まかなスケジュール）

【令和3年度】医療扶助のオンライン資格確認導入については、令和3年度実施の調査研究事業において、福祉事務所や支払基金におけるシステム改修にかかる要件を整理。

【令和4年度】令和3年度の調査研究で整理された要件等を踏まえ、福祉事務所等のシステム改修に必要な技術解説書の作成や説明会を開催。オンライン資格確認等システム及び福祉事務所等のシステム改修に着手。

【令和5年度中】必要な情報の登録や運用テストを経て、医療扶助のオンライン資格確認を開始する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
マイルストーン		R3.6 改正生活保護法成立 R3.10～ 医療扶助のオンライン 資格確認開始		R5.0～ 医療扶助のオンライン 資格確認開始	
(参考)医療保険	設計・開発	運用テスト 被保険者番号 収録		システム稼働 (オンライン資格確認開始)	
国		システム改修・運用 に関する調査研究・ 要件定義	通用課題に係る更なる 調査研究や周知広報 福祉事務所等の改 修に必要な技術解 説書作成と説明会 ポータルサイトの設置 (照会への 対応)		医療扶助オンライン資格 確認開始
支払基金			オンライン資格確認等 システム等の改修	運用テスト 資格情報等 登録	
福祉事務所			生活保護シス テム等改修	運用テスト 資格情報等 登録	

※医療機関等にかかる影響や必要な対応、マイナポータルの改修に必要な対応も別途検討中